



# 秋田県公報

目 次	ページ
教育委員会規則	
市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則(二・三・教育庁総務課)……………	1
人事委員会規則	
○人事委員会規則七―〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則……………	1
○人事委員会規則八―六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則……………	2
公営企業管理規程	
○秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(二・公営企業課)……………	2

## 教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を次のとおり改正する。附則第九項第一号中「八号給」を「六号給」に、「四号給」を「三号給」に改める。附則に次の五項を加える。

16 (平成二十年一月一日における一般職員の昇給の号給数等)  
平成二十年一月一日において、一般職員を給与条例第六条第五項の規定による昇給(新規則第三十三条又は第三十四条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(以下この項及び次項において「基準号給数」という。)に相当する数(平成十九年一月一日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に新規則第二十四条第三項、第二十六条の二第二項(新規則第二十六条の四において準用する場合を含む。))若しくは第三十六条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、基準号給数に、新たに職員となった日又は号給を決定された日から平成十九年十二月三十一日までの期間の月数(二月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除した数に乗じて得た数(二月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(教育委員会が定める一般職員にあっては、教育委員会が定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

- 一 この項の規定による号給数が零となる一般職員
- 二 次項第三号に掲げる一般職員で教育委員会が昇給させることが適当でないとするもの

17 一般職員の基準号給数は、新規則第二十九条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

- 一 勤務成績が特に良好である一般職員 六号給以上(給与条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、三号給以上)
- 二 勤務成績が良好である一般職員 四号給(給与条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、二号給)
- 三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 三号給以下(給与条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、一号給以下)

18 教育委員会の定める事由以外の事由によって平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同年三月三十一日までの期間)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他教育委員会の定める一般職員については、前項第三号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。

19 附則第十六項の規定による昇給の号給数が、平成二十年一月

一日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月一日において職務の級を異にする異動又は新規則第二十六条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

20 附則第十七項第一号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給数の合計は、教育委員会の一般職員の職員数等を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して定める号給数を超えてはならない。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会規則

人事委員会規則七―〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。

- 附則第七項第一号中「八号給」を「六号給」に、「四号給」を「三号給」に改める。
- 附則に次の五項を加える。

13 平成二十年一月一日において、一般職員を給与条例第五条第五項の規定による昇給(新規則第三十八条又は第三十九条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(以下この項及び次項において「基準号給数」という。)に相当する数(平成十九年一月一日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に新規則第二十三条第三項、第二十六条第二項(新規則第二十八条において準用する場合を含む。))若しくは第四十一条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、基準号給数に、新たに職員となった日又は号給を決定された日から平成十九年十二月三十一日までの期間の

- 14 月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除した数を乗じて得た数(二月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める一般職員にあつては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。
  - 一 この項の規定による号給数が零となる一般職員
  - 二 次項第三号に掲げる一般職員で各任命権者が昇給させることが適当でないときと認めるもの
- 15 一般職員の基準号給数は、新規規第三十四条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
  - 一 勤務成績が特に良好である一般職員 六号給以上(給与条例第五条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、三号給以上)
  - 二 勤務成績が良好である一般職員 四号給(給与条例第五条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、二号給)
  - 三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 三号給以下(給与条例第五条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、一号給以下)
- 16 人事委員会の定める事由以外の事由によつて平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となつた一般職員にあつては、新たに職員となつた日から同月三十一日までの期間)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第三号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。
  - 附則第十三項の規定による昇給の号給数が、平成二十年一月一日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月一日において職務の級を異にする異動又は新規規第二十五条に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 17 附則第十四項第一号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給数の合計は、各任命権者の一般職員の職員数等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則八―六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八―六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

規則八―六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第三条の二を第四条とする。

第五条の二中、「休憩時間並びに休憩時間」を「並びに休憩時間」に改める。

第二十二条中、「第四条第一項」及び「休憩時間」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第二号

改正する規程

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成七年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第七条の二第二項中、「休憩時間並びに休憩時間」を「並びに休憩時間」に改め、同条を第七条とし、第七条の三を第七条の二とする。

附 則

この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金 一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 ( 税 込 )

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862 8766 FAX 863 0005  
Email: matsubara@natsubara-sansu.co.jp

